

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成31年2月13日（水）

場 所：本能寺文化会館 西館5階

1 入院中の障害者への支援に関わる課題について・・・資料1

これまでに挙げられた課題を「入院中の権利擁護」と「精神科病院における入院中の課題と退院時の支援」に区分した。今回は「入院中の権利擁護」について、制度紹介と意見交換を行う。

(1) 入院中に使える障害福祉サービス等の制度紹介

京都市視覚障害者入院時意思疎通支援事業及び入院時に利用可能な在宅サービスについて概要を説明

○ 入院中に利用できる在宅サービスについて、支援区分6でない場合の申請から利用までの期間、手続や如何。緊急入院に対応できるか。

→ 区・支所等で聞取りを行い判断する。審査会にかけて支援区分を判定するわけではない。遡及対応も不可とはしていないが、個別のケースになるので要相談。以前から重度訪問介護や入院時支援員派遣事業を使っている場合は、即日決定されていると思う。

これまで全くサービスを使ったことがない人は訪問調査を行う。

○ 入院をきっかけに支援区分が6になることもあると思うが、判定等はどうするのか。利用時間、目的に制約はあるか。

→ 状態が固定しないと障害か否かの判断がつかず、区分に反映すべきか決められないので一概には言えない。区分認定可能な状態であれば、訪問調査を行う。利用可能な時間数は通常の在宅サービスと同じ。また、国において不可とされていることは出来ない。例えば、経済活動、帰宅後の在宅としての支援、病院内の売店に行く等。

○ 精神病院で外出支援が使えるようになったことは、地域移行の観点からも良いと思う。一方、どの程度利用されているかは疑問。

→ 重度訪問介護の訪問先の拡大については、平成30年度に医療機関へ周知している。外出支援については、従来から可能ではあったので、改めての周知はしていない。

○ 月途中で在宅に戻った場合、支給量、費用負担はどうなるか。

→ 入院中と在宅とで別の制度ではなく、同じ在宅サービスなので、通常の在宅サービスと同じである。例えば、入院時と在宅と合わせて32時間／月、利用者負担も1月を通しての上限額である。

○ 年末年始に関係者が入院した時にお見舞いに行ったら、病院側から、関係者が来たということで書類へのサインを求められた。意思疎通支援事業について、医療機関の認知度は低いようだ。また、年末年始も使えるか。

→ 年末年始は京視協が受付ていない。入院は事前に予定されていることを前提にしているが、緊急入院についてもできるだけ対応したい。

○ 意思疎通支援事業について、対象者の資格としての「市内」とはどこまでか。また、市外の病院でも可能か。

→ 対象者の資格としては、住民基本台帳で言う「市内」を想定しているが、事例の積み上げが

まだほとんど無いので、居住実態が市内であるだけの者については明確に決めていない。また、市外の病院については、あまり遠方の病院は利用できない。その時に派遣可能な要員との都合にもよる。

- 意思疎通支援事業の実績はどのくらいか。

→ 平成30年11月末時点で2件。周知はしていきたい。

- 在宅サービスを入院時に使わせてもらったが、病院は、ヘルパーが院内の介助を行ってくれると思っていたようだ。ヘルパーが付き添っていることで、病院がケアしなくて良いと考えることもある。医療機関への周知がもっと必要と感じる。

院内での慣れたヘルパーによる介護を利用者が望むこともや、そのほうがうまくいきそうなこともある。実施責任もあり難しいだろうが、ヘルパーも介護できればより使いやすいと感じる。

- 意思疎通支援事業は、普段と異なるヘルパーとなるのが使い難さの一因かもしれない。提供可能な事業者が拡大されることを望む。

- 同行援護で通院し、その場で入院となった場合、同じヘルパーで意思疎通支援事業に切り替えられるのか。

→ 同行援護とは別制度なので、同じヘルパーが引続きサービスを行うわけではない。在宅サービスと連携する仕組みもない。もともと、入院中のサービスの不足を補うために作られた制度なので、不便はあると思う。その場で入院ということなら、ヘルパーからしても計画外となるので連携は出来ないはず。

- 精神かつ外国語話者へのサポートはあるか。

→ 外国語話者については、障害者に限る話ではない。京都市国際交流協会や、外国語が使える医療機関の利用を検討されたい。

2 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・資料2

平成29年度

【教育委員会NO. 1】

- 障害があることを知られたくないという気持ちも一定理解できるが、知ってもらうことで理解が広がる。特に見た目で障害があることが分からない人は、配慮が受けにくい現状もある。お互いに違いを認め合い、支え合う共生社会の実現に向け、普及啓発が大事である。

- 障害福祉サービス事業所に通っていることが、どこかマイナスイメージに捉えられているのは課題であり、変えていかなければならない。

⇒ 事例を踏まえ、個々に、関わる者が障害への理解を深めるための取組が行われることも大事であるが、広く共生社会の実現に向け、当事者が、自身の障害の特性や配慮してほしいことを話しやすい環境を作っていくことも大事であり、普及啓発に共に取り組んでまいりたい。

平成30年度

【環境政策局NO. 1】

- (事) 担当課としては、ごみ収集日当日に、ごみが置かれていない、料金が不足しているなどの理由で収集ができない場合に、公道にごみが放置されたままになるため、本人と連絡が取れる連絡先の確認が必須であるが、そのことについて、了承が得られなかったと聞いている。

- 大型ごみの処理の申込みについて、今はスマホ等情報通信技術が著しく発達している中で、FAXを持たない聴覚障害者も増えている。こういった状況も踏まえ、受付の方法についても、今後考えていかなければならないのではないかな。

【報告1 航空機ストレッチャー料金のあり方】(平成29年度保健福祉局 NO.2)

相談者から、実際に航空機で渡航したときに体験したこと、そこから見えた問題点などについて、報告がなされた。

《報告概要》

- ・エコノミークラスにストレッチャーを取り付けた場合の料金と比較しても、ビジネスクラスの方が安くなるのが現状。ただ、ビジネスクラス席は、席毎に衝立が設置されており、座席へ移動する際に、衝立を上から越えるように持ち上げないといけなかった。
- ・機内の通路は狭く、車いすでは移動できないため、座席まで、スライディングシートの上に載せて、席まで引きずっていくしかないこともあった。
- ・搭乗に当たって、診断書はもちろんのこと、持ち込む医療機器を全て説明書付きで、航空会社に事前に提出しなければならない。
- ・事前に必要書類を提出していても、検査時に、医療機器を解体される。解体したまま返されるので、自分たちで直さないといけなかった。
- ・そもそも、航空機においては、身の回りのことを一人でできない人を乗せるということを想定していない。
- ・本件は、障害のある人の移動について、社会全体でどう支援していくかという問題である。協力をお願いしたい。

《意見交換》

- 医療機器については、事前にFAXしたものは、全て機内に持ち込むことはできたか？
- ⇒ 持ち込むことはできたが、事前にFAXで説明書等も添えて送っているにもかかわらず、検査の際に機器を解体されて、こちらが組み立て直さなければいけなかった。航空事業者の要請に従って、事前に必要な書類を提出しているのに、現場でこういったことがあり、障害のない人と比べて、搭乗まで相当の時間も要してしまう。それまでの調整は何のためであったかと思う。
- ほかの市で、ストレッチャー料金に関する意見書を航空会社に提出したが、一辺倒の回答しかなかったということを聞いたが、京都市からも意見書が出せないか一緒に考えたい。
- 本件は、冒頭の報告にもあった通り、そもそも人工呼吸器を使用している人を顧客として想定していないという意識が社会的障壁として存在している。意識を変えていくための取組も含めて、引き続き、共に考えてまいりたい。

【報告2 NET119緊急通報システムの運用開始について】

消防局から、聴覚や音声及び言語の機能障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障のある方が、スマートフォン等のインターネット機能を利用し、全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部に通報することができる「NET119」の運用が、平成31年3月から開始されることが報告された。